

養護老人ホーム四條畷荘運営規定

第1章 施設の目的と運営の方針

第1条（施設の目的）

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が設置経営する養護老人ホーム四條畷荘（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とします。

第2条（運営の方針）

施設は、入居者の処遇に関する計画（以下、「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めます。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 養護老人ホーム四條畷荘
- 二 所在地 大阪府四條畷市北出町28番1号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条（職員の職種及び員数）

施設を運営するために、職種ごとの職員を次のとおりとします。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号）第12条第4号に規定するところによります。

- (1) 施設長 1名 (兼務)

- | | | |
|-----------|-------|-----------|
| (2) 医師 | 1 名 | (嘱託医・非常勤) |
| (3) 生活相談員 | 2 名 | (常勤) |
| (4) 主任支援員 | 1 名 | (常勤) |
| (5) 支援員 | 1 名以上 | (常勤換算) |
| (6) 看護職員 | 1 名以上 | (常勤) |
| (7) 栄養士 | 1 名 | (兼務) |
| (8) 事務員 | 1 名 | (兼務) |
| (10) 調理員 | 業者委託 | |
- 2 養護老人ホームの職種ごとの職員の上に特定施設入居者生活介護の職種ごとの職員を介護保険法に基づいて配置しています。
- 第 5 条 (職務の内容)
- 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとします。
- 2 医師は、入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。
- 3 主任生活相談員は、事項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整を行います。また、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行います。
- 一 入居者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- 二 処遇に関する入所者及び家族からの苦情の内容等記録を行うこと。
- 三 事故の状況及び事故に際してとった措置について記録を行うこと。
- 5 介護職員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援します。
- 6 看護職員は、医師（嘱託医）、協力医療機関等と連携し、保健衛生等の業務を担当します。
- 7 栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指揮して調理を指導します。
- 8 事務員は、経理事務、労務事務、共済事務などとするほか、施設庶務を行います。
- 9 調理員は、栄養士の指示により、調理業務を担当します。

第 3 章 入所定員

第 6 条 (入居者の定員)

施設に入所できる入居者の定員は、50人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所させません。

第4章 入居者の処遇の内容

第7条（処遇の方針）

施設は、入居者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を適切に行います。

- 2 入居者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- 3 施設の職員は、入居者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。
- 4 施設は、入居者の処遇に当たっては、当該入居者又は、他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。
- 5 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第8条（処遇計画の作成）

処遇計画の作成には主任生活相談員が行います。

- 2 主任生活相談員は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成します。
- 3 主任生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇計画の状況等を勘案し、必要な見直しを行います。

第9条（相談、援助等）

施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

- 2 施設は、入居者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行います。
- 3 施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。

- 4 施設は、常に入居者の家族と連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めます。
- 5 施設は、入所者の外出の機会を確保するように努めます。
- 6 施設は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行います。
- 7 施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭を行います。
- 8 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行います。

第10条（日課）

施設は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践します。

第11条（余暇活動）

施設長、主任生活相談員等は、入居者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努めます。

第12条（日用品の給貸与）

入居者には寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与します。

第13条（食事）

食事の提供は、栄養及び入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

- 2 食事の時間はおおむね以下のとおりとします。

朝食 8：00～ 9：30

昼食 12：00～13：30

夕食 18：00～19：30

第14条（居宅介護サービスの利用）

施設は、入居者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第百二十三号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じます。

第15条（健康管理）

施設長、医師及び看護職員は、常に入居者の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録します。

- 2 利用者が軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行います。
- 3 医師は毎週1回診療に当たります。

第16条（衛生管理）

施設は、入居者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行います。

- 一 衛生知識の普及指導
- 二 年1回以上の大掃除
- 三 週2回以上の入浴又は清拭
- 四 月1回以上の調髪
- 五 その他必要なこと

- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を月1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- 二 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施します。
- 四 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

第17条（入居者の処遇の状況に関する記録の整備）

施設は、次の各号に掲げる入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 一 入居者の処遇に関する計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 身体的拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 入居者からの苦情の内容等の記録
- 五 入居者に対する処遇による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第18条（入居者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮します。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

第19条（入所）

施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、入居者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮します。

第20条（入所時の面接）

施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、ホームの目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼を抱かせるよう努めます。

第21条（退所理由）

次の場合は、実施機関に連絡し、対処処置を講じるとともに、関係者に連絡します。

- 一 入居者からの退所の申出があったとき
- 二 入居者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき
- 三 入居者が病院等に入院し3か月以上経過したとき及び3か月以上の入院期間が見込まれるとき
- 四 入居者が死亡したとき
- 五 第31条の禁止行為を繰り返すとき

第22条（社会復帰の支援）

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めます。

- 2 施設は、入居者の退所後も、必要に応じ、その入所者及び家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助を行います。

第23条（無断退所）

入居者が、無断で1日以上帰所しないときは、必要な事項を実施機関に連絡します。

第24条（日課の励行）

入居者は、施設長や医師、主任生活相談員、看護職員、支援員などの助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めます。

第25条（面会時間と消灯時間）

面会時間は、9：00～20：00までとします。また、消灯時間は、21：00です。

第26条（喫煙）

喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙にご協力いただきます。

第27条（飲酒）

飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力いただきます。

第28条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届出、許可を得る必要があります。

第29条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければなりません。

第30条（衛生保持）

入居者は、施設の清掃、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければなりません。

第31条（禁止行為）

入所者は、次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

第32条（非常災害対策）

施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成します。

- 2 非常災害に備え、職員及び入所者に周知徹底を図るため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練等を実施します。

第7章 その他施設運営に関する重要事項

第33条（居室）

入居者の居室は、1人部屋とし、ベッド等を備品として備えています。

第34条（静養室）

入居者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、職員室に隣接して設けています。

第35条（洗面所及び便所）

居室内に洗面所と便所を設けています。

第36条（医務室）

入居者の診療・治療のために、医務室を設け、入居者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。

第37条（職員室）

居室に近接して職員室を設け、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備えています。

第38条（職員の服務規程）

職員は、老人福祉関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に、以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇します。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛けます。

三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

第 39 条（職員の質の確保）

施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

第 40 条（個人情報の保護）

施設の職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守します。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

施設は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、入居者の個人情報を用いません。

また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

第 41 条（緊急時の対応）

施設の職員は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第 42 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- 二 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行います。

第 43 条（記録の整備）

施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 施設は、入居者に対する処遇の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

第44条（苦情処理）

施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供する処遇に関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、市町村からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

第45条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第46条（掲示）

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等を掲示します。

第47条（協力医療機関等）

施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力医療機関を定めています。

- 2 施設は、治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めています。

第48条（勤務体制等）

施設は、入居者にたいして適切な処遇を提供できるよう、職員の体制を定めています。

- 2 入居者に対する処遇の提供は、施設の職員によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 職員の資質向上のための研修の機会を設けます。

第49条（身体拘束）

入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者または他の入居者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

第50条（高齢者虐待）

施設は入居者の人権の擁護、虐待防止等のために、次の各号に定める措置を講じます。

- 1 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 2 個別処遇計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

- 3 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、従業者が入居者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

<サービス利用料金>

①特別な食事

契約者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②喫茶の利用

地域交流スペースにて、喫茶コーナーを設けております。（開催日についてはご確認下さい） ご自由にご利用できます。

コーヒー1杯（菓子付） 100円（税込）～

③理髪・美容

月に1回、美容師の出張による美容サービスを利用いただけます。

利用料金：下記理美容サービス利用料金表の通り

内 容	料 金（税込）
カット	2,000 円
カット・シャンプー	2,300 円
カット・顔剃り	2,300 円
カット・顔剃り・シャンプー	2,650 円
パーマ（カット・シャンプー・ブロー）	4,000 円
毛染め（シャンプー・ブロー）	4,000 円

④貴重金品管理料

契約者の希望があれば、当施設の入所者所持金等管理取扱要領により、貴重金品管理料サービスをご利用いただけます。

お預かりするもの：小額の現金、預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、
有価証券、年金証書、保険証類、その他の印鑑等

料金：1日あたり 80円（税込）

⑤レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥記録の閲覧

契約者又はその家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。ご希望がありましたら、職員までお申し出下さい。また、複写物を必要とする場合には実

費（複写物 1 枚につき、10 円（税込））をご負担いただきます。

⑦電気使用料

居室にテレビ・冷蔵庫を持ち込まれる場合、下記の通り電気代を負担いただきます。

料金：テレビ 1 日あたり 10 円（税込）

冷蔵庫 1 日あたり 26 円（税込）

- 他の電化製品の持ち込みに関しては電気代の負担はありません。
- 火災等の恐れのある製品に関しては持ち込みできません。
- 乾燥機を使用される場合、1 ヶ月あたり 100 円（税込）の電気代をご負担していただきます。

第 5 1 条（契約入所）

1. 契約入所について 養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総 数の 2 0 パーセントの範囲内で契約入所を可能とする。
2. 対象者 居住に課題を抱える者 ※ 「居住に課題を抱える者」とは、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 2 条に定める「住宅確保要配慮者」

<住宅確保要配慮者>

- ① 低額所得者（月収 15.8 万円（収入分位 25%）以下）
- ② 被災者（発災後 3 年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者 ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定して おり、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV 被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困 窮者等） ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後 3 年以上経過） ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
- ⑦ DV・犯罪加害者 更生し、行き場がなくなった者の一時避難及び保護

3. 契約入所の利用料金

収入額（年額）	利用料日額	1 か月の利用料 （ 30 日）
10 日以内	3,160円	
11日以上 100 万未満	2,800円	84,000円
〃 120 万未満	3,100円	93,000円
〃 150 万未満	3,500円	105,000円
〃 200 万未満	4,000円	120,000円
〃 300 万未満	4,200円	126,000円
〃 300 万以上	4,720円	141,600円

※養護老人ホーム入所者費用徴収基準月額表を参考に設定

サービス料金	利用料日額	1 か月の利用料 （ 30 日）
入浴料（週3回）	500円	6,000円
排泄支援	150円	4,500円
洗濯料・乾燥料	100円	3,000円
服薬管理	100円	3,000円
金銭管理料	50円	1,500円
※冷蔵庫料	26円	780円
※テレビ料	10円	300円
※持ち込まれた場合		

食事代10日以内の場合のみ

朝食	380円
昼食	630円
夕食	550円
合計	1,560円

附則 この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行します。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。
この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行します。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。
この規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。
この規定は、令和 8 年 6 月 1 日から施行します。